

営業所等(支店等)ごとに納入申告していたが、本店等が一括して納入申告する方法に変更する場合

		事項 ※		
大阪府なにわ北府税事務所長 様		所在地	令和 5 年 12 月 1 日	
		名称	提出年月日	
		代表者の氏名	(提出用)	
		法人番号	令和 5 年 12 月 1 日	
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について <b>設置した変更を生じた</b> ので、 大阪府税条例 <b>第37条の7第1項</b> の規定により、次のとおり届け出ます。 大阪府税条例 <b>第37条の7第2項</b>		所在地	令和 5 年 12 月 1 日	
		店 舗 名	大阪府 大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号	
		特 別 徴 収 義 務 者 番 号	株式会社〇〇銀行	
			代表取締役〇〇〇〇	
			000000000000	
届 出 事 由		1 新設 2 異動 3 廃止 4 利息等の種類の変更	記入不要	
新 設 等 年 月 日		令和 6 年 2 月 13 日	異動事項	
営業所等	所 在 地	大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号 (電話 06 - 0000 - 0000)		
	店 舗 名	株式会社〇〇銀行 〇〇支店		
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇		
利息等に係る納入方法	1 営業所ごとに納入する場合の利息等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
	2 本店等が一括納入する場合の利息等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
	3 一括納入する場合の本店等	所 在 地	東京都千代田区〇〇 (電話 03 - 0000 - 0000)	
	店 舗 名	株式会社〇〇銀行 本店		
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇		
備 考				

提出年月日

(提出用)

本店一括納入を開始される期別の納入年月日を記入  
 ※具体的な納入年月日が未定の場合は、法定納期限(利払年月の翌月10日)を記入してください。  
 (例) 令和5年12月分から本店一括納入を開始する場合は、令和6年1月10日

記入不要

現在、納入申告いただいている営業所(支店等)を記入  
 ※府内に複数の営業所(支店等)がある場合は、一括納入の対象となる営業所一覧(任意様式)の添付に替えても差し支えありません。  
 一覧表には、各営業所の名称・住所・電話番号・特別徴収義務者番号を記載してください。  
 その際、当該欄には「別紙一覧のとおり」と記載してください。

記入不要

一括納入いただく利息等の種類の番号をすべて〇で囲んでください。

一括納入いただく本店等を記入

注意: 「利息等の種類・納入方法」欄の利息等の種類については、次により選択し、当該欄の該当番号を〇で囲んでください。

- |                               |                                 |                        |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 1 特定公社債以外の公社債の利息              | 8 国外一般公社債等の利息等                  | 14 定期積金の給付補てん金         |
| 2 銀行預金利息                      | 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益             | 15 掛金の給付補てん金           |
| 3 銀行以外の金融機関の預貯金利息             | 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配           | 16 抵当証券の利息             |
| 4 勤務先預金等の利息                   | 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの | 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益    |
| 5 合同運用信託の収益の分配                | 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配        | 18 外貨建預貯金等の為替差益        |
| 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 | 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等                | 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益 |
| 7 郵便貯金利息                      |                                 |                        |